

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月29日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市規則第26号

阿賀野市税条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市税条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第16条軽自動車税の表中

「

条例第91条第4項	／原動機付自転車／小型特殊自動車／標識 第9
条例第91条の2第2項	0号様式

」

を

「

条例第91条第4項	原動機付自転車／小型特殊自動車／標識 第90
条例第91条の2第2項	号様式
	特定小型原動機付自転車／標識 第90号様式の
	2

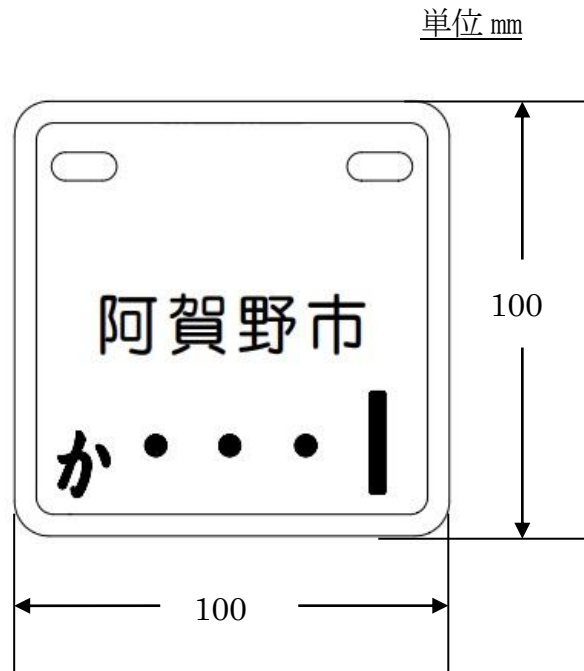
」

に改める。

第90号様式中「町名」を「市名」に、「染色」を「塗色」に改める。

第90号様式の次に次の1様式を加える。

第90号様式の2（第16条関係）



(備考)

- 1 標識番号は、図示の例により、上段に市名を、下段に原則としてひらがな文字(お、し、へ、ぬ、ゑ、んを除く。)及び4ケタ又は3ケタの数字をもって表示すること。ただし、上位のケタの数字が有効数字でない場合は、直径10mmの点で表示すること。
- 2 番号標は、金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものとし、標識番号は浮出しとする。この場合において、金属及び透明材料を用いたものにあつては、金属製と同程度に堅牢で使用に十分耐えるものであること。
- 3 標識の地の塗色は、白色とする。
- 4 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。